



税務情報

新型コロナウイルス感染症関連情報（国税庁からの公表情報）

1. 法人税基本通達等の一部改正

国税庁は、「[法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)」（2020年4月13日付発遣）を公表しました。

この一部改正により、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定の適用を受ける新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含みます。）^(*)が発生し、入国制限や外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援（売掛債権の免除や低利融資等）については、災害による被災者に対する支援に係る取扱いと同様、寄附金や交際費等に該当しないものとして取り扱うことが示されました。

^(*) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正法が2020年3月13日に成立・公布され、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等とみなして、この法律の規定を適用することとされました。

2. 「相続税の申告・納付期限に係る個別指定による期限延長手続に関する FAQ」の公表

国税庁は4月14日、「[相続税の申告・納付期限に係る個別指定による期限延長手続に関する FAQ](#)」（PDF 712.5KB）を公表しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等を行うことが困難な納税者のために、これまでに以下の2つのFAQが公表されています。

- 「[申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ](#)」（PDF 709.3KB）（e-Tax News No.190「[国税庁 - 『確定申告期限の柔軟な取扱いについて』の公表](#)」（2020年4月6日発行）にてお知らせしています。）
- 「[法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ](#)」（PDF 822.2KB）（e-Tax News No.193「[新型コロナウイルス感染症関連情報（緊急経済対策-税制措置/国税庁-FAQの公表等）](#)」（2020年4月10日発行）にてお知らせしています。）

今回公表された FAQ には上記 2 つの FAQ と同様の問(4 問)が設けられており、新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請することにより期限の個別延長が認められること等が解説されています。

3. 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」の更新

国税庁は、新型コロナウイルス感染症拡大に関連するさまざまな税務上の取扱いを Q&A 形式で網羅的に解説する「[国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ](#)」(PDF 1,530KB)を 3 月 25 日に公表し、その後その内容を随時更新しています。この FAQ が、4 月 13 日及び 16 日にさらに更新され、既存の設問への軽微な修正及び新たな設問の追加が行われました。

今回の更新では、緊急事態宣言の発令を受けた、申告・納付期限の個別延長が認められる場合の具体的なケースの追加や、税目別に公表されている申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ([申告所得税等](#)(PDF 709.3KB)、[法人税等](#)(PDF 822.2KB)、[相続税](#)(PDF 712.5KB))の内容が盛り込まれました。

また、「5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係」には、新たに 10 問の設問(法人税に関する取扱い 6 問、所得税に関する取扱い 3 問、緊急経済対策に盛り込まれた税制上の措置 1 問)が追加されました。たとえば、法人税に関する取扱いでは、以下の内容が明らかにされています。

- 災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象となる災害損失欠損金に該当する例及び該当しない例([問 2](#))
- 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の費用等、新型コロナウイルス感染症に関連して支出した費用が、法人税法上寄附金以外の費用に該当することとなる条件([問 3~5](#))
- 新型コロナウイルス感染症に関連して業績が悪化した場合等に行う役員給与の減額が業績悪化改定事由による改定に該当する旨([問 6~7](#))

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.